

補助事業の手続きの流れ・必要書類

≪ 事前相談（申請者⇒藤枝市） ≫

農林課農業振興係までご連絡ください。要件確認や補助事業の残予算の確認等を行います



≪ 補助金交付申請（申請者⇒藤枝市） ≫

下記の必要書類を農林課農業振興係まで提出してください

- ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④資金状況調べ
- ⑤見積書（3万円以上の施工項目については3者以上の見積もり合わせを行うこと）⑥施工前の写真 ⑦位置図・平面図（区画の状況がわかるもの）



【 補助金交付決定（藤枝市⇒申請者） 】

申請を受けて補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書を交付します。

※補助金交付決定を受けた後で補助事業の内容を変更しようとする場合には、事前に市長の承認が必要になります（農林課農業振興係までご相談ください）



≪ 事業着手（申請者） ≫

事業に着手し、申請した年度内に完了してください。



≪ 実績報告（申請者⇒藤枝市） ≫

事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は申請した翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、下記の必要書類を農林課農業振興係まで提出してください

- ①実績報告書 ②事業実績書 ③収支決算書 ④支払い金額が確認できる書類（領収書等） ⑤施工後の写真



【 補助金交付確定（藤枝市⇒申請者） 】

実績報告を受けて補助金の交付を確定した場合は、補助金交付確定通知書を交付します。



《 請求（申請者⇒藤枝市） 》

補助金交付確定通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに下記の書類を農林課農業振興係まで提出してください

①請求書



【 補助金支払い（藤枝市⇒申請者） 】

請求書を提出後、1か月程度で請求書記載の口座に振り込みます